

法テラス「相談援助」利用による **無料** 賃金に関する法律相談



「給料を払ってくれない」、「言われていた賃金よりも低かった」
 「残業代を払ってくれないが、どうしたらいいだろう」
 「残業が多すぎて辞めたいが、サービスで残業していた分請求できるか」

賃金未払い(解雇されたことに伴うものを含む)、残業代、長時間労働・サービス残業など賃金に関する相談をお受けします。
 まずは、弁護士にご事情をお話してください。



日 程：毎週土曜日 午後1時00分～午後3時00分
 ただし、年末年始を除く

場 所：神奈川県弁護士会横浜駅西口法律相談センター
料 金：無料(30分以内)

予約受付：TEL **045-620-8300**

月・火・木・金 午前9時30分～午後5時
 水 午前9時30分～午後7時
 土 午前9時30分～午後3時30分

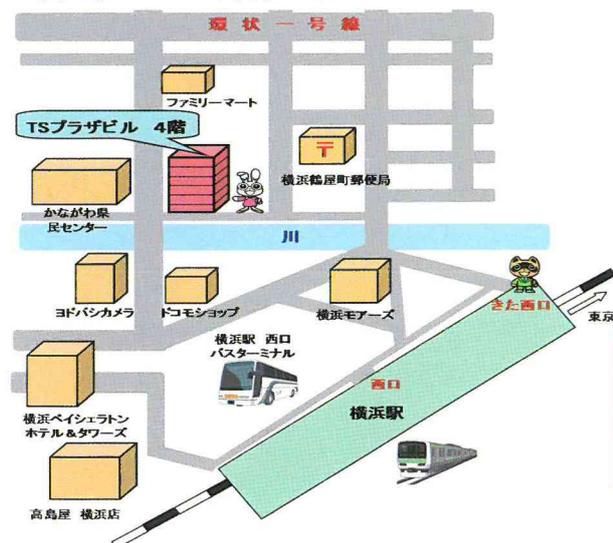
★場所のご案内

神奈川県弁護士会横浜駅西口法律相談センター

横浜市神奈川区鶴屋町 2-23-2

TSプラザビル4階

※横浜駅西口より徒歩5分



★予約制ですので、事前にご予約ください。
 恐れ入りますが、先着順とさせていただきます。
 ★本相談は法テラス「相談援助」を利用した相談です。

法テラスを同一内容で3回(以上)利用されていますと、相談回数の制限により、本相談をご利用できません。また、収入が一定額以下であることなどの条件がございます。
 詳しくは相談センターにお問合せください。

ご予約はお電話または
 インターネットで承ります!
<http://www.kanaben.or.jp/>

